



2018年度 市川市職員採用試験受験案内 (育児休業代替任期付職員)

受付期間 2019年3月15日(金)～4月8日(月) ※当日消印有効

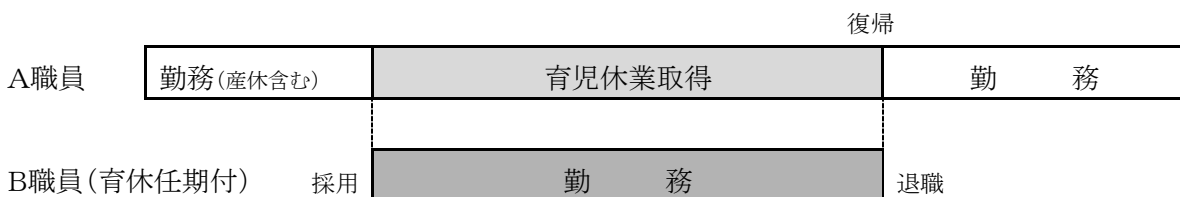
1. 職種・募集人数、職務内容 (※受験資格を満たしている場合については併願可能です。)

職 種	採用区分	募集人数	職 務 内 容
事 務	育児休業代替 任期付	15名程度	市長部局等に勤務し、主に一般行政の仕事に従事します。
保 育 士		10名程度	市長部局等に勤務し、保育業務または福祉に係る仕事に従事します。
幼稚園教諭		3名程度	主に教育委員会(幼稚園等)に勤務し、幼稚園等の保育業務に従事します。

《育児休業代替任期付職員とは》

任期の定めのない常勤職員が育児休業を取得する際にその職員の代替となる職員です。

任期については、概ね1年以上3年未満で、職員の育児休業請求期間に応じて採用時に決定されます。



- 育児休業代替任期付職員は、育児休業を取得する職員の代替として採用されます。
- 給与・勤務条件は、正規の職員と同様となります。(昇格、育児休業の取得、育児短時間勤務を除く)

- (例)
- ・給料は前歴加算あり(ただし初任給格付けは全て1級となります)
 - ・昇給あり
 - ・期末勤勉手当、通勤手当あり
 - ・退職金あり(勤務期間が1年以上の場合のみ)

※任期付職員から正規の職員に採用試験を受けずになる制度はありません。正規の職員になるためには必ず採用試験を受けていただくことになります。

※市川市では育児休業は最長、子どもの3歳の誕生日の前日まで取得可能です。

2. 採用予定日

この試験の合格者は「採用候補者名簿」に登載され、2019年7月1日から順次、育児休業取得者数に合わせて採用を行っていく予定です。(現在、「採用候補者名簿」に登載されている方の採用状況によっては、採用時期が遅れる場合があります。)

名簿の有効期間は最終合格の通知日から2年間となります。

職員の育児休業の取得状況等によっては、名簿に登載されていても採用されない場合があります。

3. 受験資格等

職 種	受 験 資 格
事 務	義務教育課程以上を修了した人
保 育 士	採用試験申込時に保育士の登録を受けている人または採用予定日までに受ける見込みの人
幼 稚 園 教 諭	採用試験申込時に幼稚園教諭の免許を有する人または採用予定日までに取得する見込みの人

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ①日本国籍を有しない人（保育士、幼稚園教諭は、日本国籍を有しない人も受験可）
- ②成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ④市川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ⑥学校教育法第9条に該当する人（幼稚園教諭のみ）

4. 受験申し込みの受付（郵送のみでの受付となります。）

【受付期間】 2019年3月15日（金）から4月8日（月）まで
 ※当日消印有効
 ※上記の期間以外は一切受付できませんので注意してください

【申込方法】 [郵送するもの]
 ・受付期間内に次の3点を郵送してください。※下記注意事項を参照
 ①様式第1号 エントリーシート（受験申込書）
 （縦4.5cm×横3.5cmサイズの写真を貼付）
 ②様式第2号 作文
 ③62円の郵便はがき（1枚）

[郵送方法]
 ・封筒は、エントリーシートが折らずに入るサイズの封筒を使ってください。
 ・封筒の表面には、赤字で「任期付職員受験申込」と記入してください。
 ・封筒の裏面には、必ず自分の住所・氏名を明記してください。
 ・確実な郵送のため、必ず簡易書留で郵送してください。簡易書留以外での郵便事故については、市川市は一切責任を負えません。

【注意事項】 郵送するもの
 ～①について～※併願の場合も1枚で結構です。受験職種それぞれに○印を付けてください。
 ・**受付期間以外に到着したもの、記載漏れ、書類不備の申し込みは、一切受け付けません。**日にちに余裕をもち、注意事項等をよく読み、不備がないように注意して書類を作成してください。
 ・年齢は、**2019年7月1日時点の年齢**を記入してください。
 ・写真は、申し込みの際、エントリーシート（受験申込書）に貼ってください。
 ～②について～※併願の場合は、受験申し込み職種それぞれのテーマの作文を提出してください。
 ・下記テーマについて、600字以上、800字以内で作文してください。

職 種	作 文 テ ー マ
事 務	これから挑戦したいこと

職 種	作 文 テ ー マ
保 育 士	理想の保育士になるために行っていること
幼稚園教諭	園児にとって幼稚園とはどのような場所であるべきか

～③について～※併願の場合も郵便はがきは1枚で結構です。

・郵便はがきは、「受験票」として返送しますので、

○**表面には必ず氏名と返送先の住所を明記してください。**氏名の後に「様」

を付してください。「行」や「宛」にする必要はありません。

○裏面には何も書かないでください。

【送付・連絡先】 〒272-8501

千葉県市川市南八幡2丁目20番2号

市川市役所総務部人事課 採用試験受付係

Tel : 047-712-8573 (直通)

5. 試験方法・日時等

		試験方法	会場	試験日時	可否の発表
事 務	一次試験	①作文審査 ②エントリーシート審査	—	2019年4月中旬～ ※受付期間を締め切った後 審査を行います。	2019年4月下旬(予定) ※市公式ホームページ、市役所 前掲示板にて合格者を発表し ます。合格者には、別途文書に て通知いたします。
	二次試験	個別面接	市川市役所	2019年5月中旬～下 旬(予定) ※各自の面接時間は一次試 験の合格通知にてお知らせ せします。	2019年5月下旬～6月上 旬(予定) ※可否にかかわら ず文書にて通知します。
保 育 士 ・ 幼 稚 園 教 諭	試 験	作文審査	—	2019年4月中旬～ ※受付期間を締め切った後 審査を行います。	2019年5月下旬～6月上 旬(予定) ※可否にかかわら ず文書にて通知します。
		個別面接	市川市役所	2019年5月中旬～下 旬(予定) ※各自の面接時間は受験票 にてお知らせします。	

6. 合格発表から採用まで

- (1) 最終可否については、文書により受験者全員に通知いたします。
- (2) 最終合格された方は、採用試験の成績順に採用候補者名簿に登載されます。
採用候補者名簿登載の有効期限は、合格を通知した日から2年間です。
(採用されると採用候補者名簿からは削除されます。)
- (3) 正規職員が育児休業を取得することが確定し次第、採用候補者名簿に登載されている合格者の成績上位者から採用の諾否を確認し、採用を応諾した人には採用説明会及び健康診断を実施します。
- (4) 採用の諾否を確認した時に、他の仕事を始めていた等で応諾できなかった場合でも、採用候補者名簿登載期間内であれば再度採用の諾否の確認をする事があります。
また、本市の正規職員の採用試験があった場合にも採用候補者名簿に登載されているか否かに関わらず受験をすることができます。(正規職員に採用された場合には、任期付職員の採用候補者名簿からは削除されます。)

7. 給与等

(1) 卒業後直ちに採用された場合の初任給は、次の予定です。

最終学歴	格付け	初任給（地域手当を含む）
大学卒	1級	約205,000円
短大卒	1級	約183,000円
高校卒	1級	約168,000円

(2) 職務経歴等がある人には、前述の金額に一定の基準で算出された額が加算されます。

(3) 期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等がそれぞれの要件により支給されます。

(注) 平成31年3月現在。これらの給与の額は改定となることがありますのでご了承ください。また、職務経歴年数による初任給の格付けはあくまで概算です。雇用形態等により異なります。

8. 勤務時間・休暇

(1) 勤務時間

事務	原則として、月曜日から金曜日（週休2日制） 8時40分～17時25分（休憩60分）
保育士	原則として、5週10休制 月曜日～金曜日 8:45～17:15（休憩45分） （5週につき1平日休み） 土曜日 8:45～17:15（休憩45分） （5週につき1日勤務）
幼稚園教諭	原則として、月曜日から金曜日（週休2日制） 8時30分～17時00分（休憩45分）

(2) 休暇

有給	┌ 年次休暇 年間20日付与（採用日によって付与日数に変動あり） └ 特別休暇 結婚、忌引など
無給	┌ 介護休暇 ├ 育児休業 無し（育児休業は取得できません。） └ その他

9. 福利・厚生

保養施設等が利用できるとともに、貸付等の制度が受けられます。

10. 問い合わせ先

〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所総務部人事課

Tel : 047-712-8573（人事課直通）、047-334-1111（代表）

HP : <http://www.city.ichikawa.lg.jp/saiyo/>

【個人情報の取扱いについて】 本案内に添付の受験申込書において収集した個人情報は、職員採用試験に係る事務に利用することを目的とし、市川市個人情報保護条例（昭和61年7月2日条例第30号）で保護及び管理されるとともに、本人の承諾なしに他に利用及び提供いたしません。